

京都市情報公開審査会答申第82号の概要

答申年月日	平成20年4月17日
請求内容	弁護士費用支出決定書
所管課	総務局総務部文書課
所管課の決定	一部公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 本市又は当職に係る争訟事件の処理を委任する弁護士に支払う着手金及び謝金の額の算定については、基準を定めており、それによると、着手金については、「事件の性質、手続等の難易度」及び「訴訟物の価額」に基づき額を決定することとされており、また、謝金については、「事件処理の難易」、「処理に要した労力」、「事件の行政における重大性」、「目的達成度」、「訴訟物の価額」等を勘案しつつ、総合的に額が決定されている。</p> <p>(2) 謝金の額については、謝金額算定の基礎となるべき評価項目に従って評価が行われており、一定の基準により算定されてはいるものの、その額は一義的に定まるものではなく、相当の幅を持った評価が何段階かに分かれて積み重ねられたものであり、謝金の額が、その評価から変わってくるということが明らかである。</p> <p>(3) 公開されると、本市における当該事件や弁護士に対する認識及び評価を推認することができ、そのことを通して、競業している弁護士相互間において、また、各弁護士が依頼を受けることがある第三者との関係において、当該弁護士の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。</p> <p>2 条例第7条第7号に該当することについて</p> <p>(1) 報酬の額及びその決定の基になる各項目に関する本市側の評価は、当該争訟事件の処理を委任した弁護士側の評価と結果的に異なっていることが予想され、これらを公開した結果、本市側の評価を知った当該弁護士が、自己の弁護活動が正当に評価されていないとして、本市に対して不信感を持つことが考えられる。</p> <p>(2) 本市から他の争訟事件を受任している弁護士が上記報酬の額及びその決定の基になる各項目に関する評価を知った場合には、自己の報酬の額と比較し、その額の多寡をもって各事件における弁護士の活動に対する本市の評価の差異の反映と受け取り、本市に対し不信感を抱くことが予想される。</p> <p>3 本件公文書については、過去に非公開決定を行い、異議申立てを経て、最高裁判所で支持されている。他都市で同様の事例では、本市と逆の結論が出ているが、本市のような独自の報酬基準に基づき算定されたものではなく、機械的、定型的に算定されているものようであって、事案を異にする。</p>
不服申立人の主張	<p>1 ポンポン山事件そのものに未解明の犯罪性がある。調停制度の悪用によって本事件は隠蔽されたのではないか。調停は異常に早いペースで進められており、弁護士にも口止め料として多額の報酬が支払われていたのではないかと疑念がある。</p> <p>2 京都市の弁護士報酬基準は、弁護士会の基準とは異なり、点数で評価する独特の方法であり、主観的な評価である。内容を明らかにしないと適正かどうかわからない。弁護士報酬標準である「内規」も独禁法違反のカルテルであり、京都市には廃止義務がある。</p> <p>3 残された課題は、請求文書の全面公開は勿論、市長名による公取委への自主申告であり、懲戒請求の手続であり、弁護士報酬の返還手続である。</p>

審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、ゴルフ場調停事件の処理を委任した弁護士に対して支払う謝金の額及びこれの支出を決定することを内容とする決定書で、当該支出に係る記載として、具体的には、「種別」、「支出金額」、「支出費目」、「支出理由」等が記載されており、また、謝金算定の根拠となる文書として別紙「謝金算定内訳」が添付されている。このうち、本件処分において、非公開としたのは謝金の額が記載された部分及び別紙謝金算定内訳の表中の「事件名（略称）」の欄以外の欄（「事件処理の難易」、「処理に要する労力」、「行政上の重大性」、「目的達成度」等（以下「評価項目」という。））に記載された部分である。

2 条例第7条第2号に該当することについて

(1) 謝金の額の算定に当たっての評価については、相当な幅を持った複数の評点が加算される方法で行われ、かつ、一定の裁量が働いている。また、一般的に事件の処理等に関する客観的な評価方法が必ずしも確立されているとは言えない現状において、謝金の額の算定に当たり、個々の評点が記載された部分が公開されると、実施機関における弁護士に対する能力や資質についての評価を指し示しているものと誤って認識されるおそれがある。したがって、個々の評点が公にされると、当該弁護士が、競業している弁護士、また、当該弁護士に依頼をしようとする第三者から、その能力について誤解を受け、当該弁護士の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。

(2) 謝金の額については、評点を基に決定されるが、金額のみが明らかとなったとしても、その具体的な算定根拠までが明らかになるわけではない。

また、謝金の額については、最高裁平成8年7月19日判決以降、他都市において公開されている事例があり、それによって当該弁護士の活動に具体的な支障が生じているとは認められない。

さらに、弁護士の報酬については、弁護士法改正に伴い、個々の弁護士が自ら報酬に関する基準を整備し、かつ自己の報酬に関する情報を広く知らしめるよう努めることとなった。したがって、謝金の額が明らかになることによって、当該弁護士が、競業している弁護士、また、当該弁護士に依頼をしようとする第三者から、その能力についての誤解を受けるとは考えられない。

3 条例第7条第7号に該当することについて

ア 京都市が争訟事件を処理するにあたり弁護士へ支払う謝金の額については、他の公共事業に要する額と同様に公金の支出に関する情報であり、納税者に対する説明責任がある。

イ 他都市において弁護士の謝金が公開されていること、また、京都市が行う他の公共事業に要する額が公開されていることにより、特段の支障が生じているとは認められず、謝金の額を公開したとしても、京都市と弁護士との間の信頼関係が著しく損なわれ、今後の争訟事件の処理という京都市の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じるとは認められない。